

# **神戸市軽自動車税業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領**

**令和5年3月13日**

**神戸市**

# 目次

1. 業務の名称.....	3
2. 業務内容 .....	3
3. 契約期間 .....	3
4. 契約上限額.....	3
5. 契約に関する事項.....	3
6. 参加資格 .....	4
7. 選定スケジュール（予定） .....	4
8. 提出書類 .....	4
9. 質問の受付及び回答 .....	6
10. 事業者選定方法 .....	6
11. 失格事由 .....	7
12. 選定結果通知 .....	7
13. 次順位者の繰り上げ.....	7
14. その他 .....	7
15. 問い合わせ先及び各種書類の提出先.....	8

## 1. 業務の名称

神戸市軽自動車税業務委託

## 2. 業務内容

別紙「委託仕様書」参照

## 3. 契約期間

令和5年10月1日から令和9年9月30日まで

ただし、受託者が新たに受託する事業者である場合の契約期間は、令和5年7月1日から令和9年9月30日までとし、令和5年9月30日までに、受託中の受託事業者との業務引継ぎ、研修を完了し、令和5年10月1日より通常業務を開始する。

## 4. 契約上限額

309,550,000円（税込み） ※「3.契約期間」における総額

各年度の上限額は次のとおり

令和5年度：35,880,000円（税込み）

ただし、受託者が新たに受託する事業者である場合において、令和5年7月1日から令和5年9月30日までの期間は0円とする。

令和6年度：74,810,000円（税込み）

令和7年度：77,390,000円（税込み）

令和8年度：80,060,000円（税込み）

令和9年度：41,410,000円（税込み）

## 5. 契約に関する事項

### ① 契約の方法

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ仕様書および企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は契約締結をしないことがある。

### ② 委託料の支払い

受託者の請求に基づき、毎月実施する検査終了後に支払う。

### ③ 契約書案

別紙「契約書頭書及び委託契約約款」参照。

#### ④ その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が、神戸市契約事務等からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 6. 参加資格

以下の要件をすべて満たすこと

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きまたは再生手続きを行っているものでないこと。
- ③ 暴力団員が役員として経営に関与（実質的な関与を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- ④ 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと（入札参加資格を有しない場合は、同要綱別表第1及び第1の各項に掲げる措置要件のいずれかに該当していないこと）。
- ⑤ 令和4・5年度神戸市競争入札参加資格（工事請負又は物品等）を有すること（有しない場合は、納税証明書及び暴力団関係者排除に係る誓約書を提出していること）。
- ⑥ 複数の事業者等により構成される共同体を構成する場合は、構成員全てが上記①～⑤に掲げる要件を全て満たしていること。
- ⑦ 委託契約書（案）に基づいて業務の一部を再委託する場合は、再委託事業者が上記①～⑤に掲げる要件をすべて満たすこと。

### 7. 選定スケジュール（予定）

公募から委託事業者選定までのスケジュールは以下の通り

令和5年	3月13日（月）	実施要領の公表
	3月27日（月）	質問受付期限
	3月31日（金）	質問回答公開（予定）
	4月25日（火）	提案申請書等提出期限
	5月8日（月）	提案内容説明会（プレゼンテーション）開催
	5月9日（火）	選考結果通知
令和5年	10月1日（日）	業務開始日

### 8. 提出書類

以下の書類を本要領15に記載の担当部署へ令和5年4月25日17時までに提出すること（郵送の場合は必着）。

① 提案申請書（様式 1）

② 企画提案書 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

様式の定めはないが、別紙仕様書の内容を踏まえて A 4 サイズ、両面印刷で提案内容を 20 ページ程度（表紙・目次を除く）にまとめること。また、下記の事項については必ず記載すること。正本 1 部には事業者（会社）名を記載し、副本 7 部については事業者（会社）名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

下記の記載事項を含めて、企画提案書を作成すること。

(ア) 業務準備方法

- A) 基本方針〔参照：仕様書：1.2、1.3、1.4、1.5、1.6〕
- B) 業務従事者の育成、確保の手法
- C) マニュアル更新手法〔参照：仕様書 2.1(2)、2.2(4)〕
- D) 進捗管理手法、スケジュール管理手法〔参照：仕様書 4〕

(イ) 業務運営方法

- A) 実施体制案〔参照：仕様書 2.1(3)、5〕
  - i. 平時の従事者のライン構成、人数規模  
※人数は 7.75h/日のフルタイム換算により概算で記載すること
  - ii. 繁忙時の対応
  - iii. 災害時等の対応（BCP（業務継続計画）の作成を含む）
- B) 本市との連絡調整方法
  - i. 定例報告の内容・手法〔参照：仕様書 2.2(4)①〕
  - ii. 緊急時の報告体制
- C) エスカレーション対応〔参照：仕様書 2.2(1)、(2)、(3)、(4)〕
  - i. 事業者内でのエスカレーション体制
  - ii. 本市にエスカレーションする業務範囲の考え方
  - iii. 本市にエスカレーションする際の連携方法
- D) 品質管理〔参照：仕様書 2.2(4)②、6〕
  - i. 品質管理の評価方法（具体的な目標値と測定方法）
  - ii. 業務改善により目標値を改善する場合は、業務改善の内容  
※必須項目以外の項目を提案する場合は項目名も記載すること。

(ウ) 類似業務の受託実績 ※神戸市での実績も含め、複数の実績がある場合は記載すること

- A) 受託業務内容（詳細な業務範囲や契約年数などが分かるように記載すること）
- B) 受託業務実施中に生じた問題及び改善方法の具体事例

(エ) 業務改善の取り組み

- A) 業務量の軽減につながる業務改善の取り組みについて、その手法や内容を記載する。

(オ) 個人情報保護〔参照：仕様書 9.9.1〕

- A) セキュリティー対策の認証等を取得していれば、登録番号、取得組織名などが明らか

になるよう記載する。

B) 個人情報の適正管理のための具体的方策について記載する。

- ③見積額調書（様式2）及びその明細書（様式自由）
  - ※厳封のうえ提出すること
  - ※明細書において、各年度の費用がわかるように記載すること
- ④委任状（代表者以外の者が申請する場合のみ）（様式3）
- ⑤事業者概要（直近事業年度までの経歴・沿革・業績が分かる書類）（任意様式）
- ⑥資本関係・人的関係調書（様式4）
- ⑦誓約書（役員一覧）（様式5）
- ⑧共同企業体結成届出書（共同企業体で提案する場合のみ）（様式6）
- ⑨委託業務推進体制図（共同企業体もしくは再委託をする場合のみ）（様式7）

## 9. 質問の受付及び回答

- ① 質問方法  
別紙質問票に必要事項を記載の上、本要領15に記載の担当部署宛に電子メールで送付すること。
- ② 回答方法  
応募者間の公平性を確保するため必要と認められた質問事項については、質問内容と回答内容を、本要領を掲載したホームページに令和5年3月31日中に掲載する。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項については個別の回答を行う。
- ③ 受付期限  
令和5年3月27日（月）

## 10. 事業者選定方法

- ① 事業者選定にあたっては、提案事業者名を伏せた上で、提案内容について本市職員を委員とする選定委員会において審査を行い決定する。
- ② 審査にあたっては、提案者による提案内容説明会（プレゼンテーション）の実施を予定している。
- ③ 提案内容説明会（プレゼンテーション）は5月8日（月）に新長田合同庁舎での開催を想定している。最大参加人数は3名とするが、時間、場所その他詳細については、改めて応募登録者に通知する。
- ④ 評価の視点は以下のとおり。
  - (ア) 業務準備方法【17%】
  - (イ) 業務運営方法【41%】
  - (ウ) 類似業務の受託実績【5%】
  - (エ) 業務改善の取り組み【5%】
  - (オ) 個人情報の保護【2%】

(カ) 地元企業への加点【10%】

(キ) 価格点（見積金額評価点）【20%】

- ⑤ 審査の結果、内容点及び価格点の合計（以下「総合点」という。）が最も高いものを契約候補者とする。

なお、別紙評価基準に記載の評価事項「11 地元企業への加点」及び「12 価格」を除いた合計点が6割に満たない場合は、その提案者は不適合とする。

- ⑥ 提案事業者が1社であった場合、上記10.⑤同様に合計点が6割未満であれば契約候補者として不適合とする。

- ⑦ 総合点と同点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の最も安価な提案者を契約候補者とする。

- ⑧ 上記10.⑦を行ってもなお、契約候補者が特定できない場合は、当該者にくじを引かせて受託候補者を決定する。なお、受託候補者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該プロポーザル事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 11. 失格事由

次のいずれかに該当した場合は選定対象から除外する。また、契約候補者が契約締結後に失格事由に該当することが判明した場合は、本市は何ら催告を要せず契約を解除することができる。

- ① 選定委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画立案の内容又はその意思について、相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対し、提案内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。

## 12. 選定結果通知

選定結果については、すべての提案者に対して、令和5年5月9日に電子メールにより通知する予定。なお選定結果の開示については、契約候補者の開示請求に基づき、当該契約候補者の総合点のみとする。

## 13. 次順位者の繰り上げ

契約候補者と契約が締結することができない事由が生じた場合、総合点が次順位以下となった提案者のうち、総合点が上位の者から順に交渉を行うものとする。

## 14. その他

- ① 本プロポーザルに要する費用は応募者の負担とする。

- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- ④ 提出された書類などは、審査及び説明など、必要に応じて写しを作成し、使用できるものとする。
- ⑤ 提出された書類などは、公正性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- ⑥ 提案書提出期限後の差替え、追加、削除は認めない。
- ⑦ 本委託契約は令和5年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行う。予算が成立しない場合には、この募集に基づく契約締結をしないことがある。

## 15. 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒653-8772 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 新長田合同庁舎2階  
行財政局税務部法人税務課 軽自動車税担当  
電話：078-647-9399 FAX：078-647-9570  
E-mail:keiji2@office.city.kobe.lg.jp